○沖縄総合事務局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原一〇四四八番から同町字金武渡慶頭原八〇四六番まで	前	BA 一四・四〇～五七・〇〇メートル	三・八一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・四〇～五七・〇〇メートル 一五・三〇～九七・四〇メートル	四・五五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県中頭郡西原町字小那覇御殿原六八七番八から那覇市字識名東原一二〇〇番一まで	前	BA 一八・〇〇～二四・九六メートル 二八・〇〇～一一七・〇〇メートル	五・七〇〇キロメートル 六・九二六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一八・〇〇～二四・九六メートル 二八・〇〇～一一七・〇〇メートル	五・七〇〇キロメートル 六・九二六	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原一〇四四八番から同町字金武渡慶頭原八〇四六番まで（ただし、沖縄県国頭郡金武町字金武浜田原四三六一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ））	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日十五時

○沖縄総合事務局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県中頭郡西原町字東崎一二番二から同県島尻郡与那原町字与那原方切原一一〇六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日十時

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百五十二号那覇広域都市計画道路事業三・四・八十五号龍潭線

三　事業施行期間　自平成十一年九月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第四号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第二十九号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百五十一号那覇広域都市計画道路事業三・四・二十号国際通り線

三　事業施行期間　自平成十一年九月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし